

中島職員宿舎排水バルブ修繕仕様書

1 概要

(1)業務名

中島職員宿舎排水バルブ修繕

(2)業務箇所

木曾郡木曾町福島

(3)業務内容

職員宿舎各戸P Sに設置される排水バルブの修繕

2 共通仕様

「公共建築工事標準仕様書(令和4年度)」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年度)」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

3 特記仕様

(1)材料

本業務に使用する材料はすべて新品とし、製作所・製品は特記されたもの、または同等品以上で、郡、町村で指定のあるものは、それに従うものを使用する。また、化学物質を発散させる建築材料等については、ホルムアルデヒド等を発散させないか、放散が極めて少ないもの、或いは、F☆☆☆☆規格品とする。

(2)電力水等

本業務に必要な工事用電力、水等の費用は請負者の負担とする。

(3)施工計画

契約後、すみやかに施工計画(工程、安全管理等)について、発注者の承諾を得るものとする。

(4)諸官庁手続

官公庁等への手続きは本業務に含むものとし、請負者がこれを行うものとする。

(5)安全管理

施工に当たっては宿舎の管理者、入居者等と打ち合わせを行い、安全の確保に必要な措置を請負者の負担で講じること。

(6)工程管理

電気、水道、ガス等入居者の生活上必要な諸機能を停止するときは、入居者に事前に告知し、事故、紛争等を防止すること。

(7) 発生材処分

解体等に伴う発生材は怪我等の原因とならぬようできるだけすみやかに場外へ搬出のうえ処分のこと。また、入居者の引取希望には一切応じてはならない。

廃棄物の処理に当たって請負者が自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき自らが廃棄物の処理運搬をして自社の処分場へ処分するか、または、知事の許可を取得している処分業者の処理場へ処分を委託すること。

また、廃棄物の処理を下請人に委託するときは、法に基づく産業廃棄物の収集、運搬及び処分を業として知事の許可を取得している者に委託することとし、あらかじめ当該許可の写しを提出すること。

(8) 清掃片付け

施工中は、常時後片付け及び清掃に心がけ、発生材及び塵芥が飛散若しくは堆積しないようにすること。

(9) 疑義等

本仕様書及び設計図書に明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、発注者と協議してその指示に従うこと。

(10) 工事写真撮影要領

ア) 着手前及び完成後の撮影は、同位置同方向とする。

イ) 施工中の撮影は、完了後に確認できない事項及び隠ぺいとなる部分に留意すること。

(11) 提出書類

完了後、下記の書類を整理し、提出すること。（A4判、各1部）

ア) 産業廃棄物処理委託契約書の写し及び産業廃棄物業の許可証の写し

マニフェストシステムによるA票、B2票、D票、E票の写し

最終処分地の案内図、処分状況の写真及び日報

（中間処理にあつては中間処理施設の案内図、中間処理状況の写真及び日報）

イ) 工事写真

(12) その他

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届をすみやかに警察に提出すること。

施工に当たっては、低騒音、低振動型、排出ガス対策型機械の採用に努めること。